

競技上の注意事項について

本大会は、2019年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準、本大会要項の競技規程及び本大会申し合わせ事項に基づいて実施する。

1 出場競技者について

- (1) チームは監督1名、競技者8名以内（女子）、9名以内（男子）とし、申込み後の競技者変更は認めない。
- (2) 選手1人の出場回数は、1区間とする。
- (3) 大会当日は、7：30～8：00に区間とメンバーを記入した選手登録届（様式1）を受付に提出する。（最終決定）
提出後、選手変更は特別な事情を除いては、原則として認めない。

2 ナンバーカードについて

- (1) 出場チームは、必ずナンバーカードをつけること。ナンバーカードのない者は出場させない。
- (2) ナンバーカードは、配付されたものを、配付された大きさのままユニホームの胸と背に確実につける。
- (3) 最終区の選手は、腰ナンバーをつける。

NO	郡市名	NO	郡市名	NO	郡市名	NO	男子	NO	女子
1	さいたま市	21	さいたま市	41	久喜市	61	比企郡	61	新座市
2	川口市	22	本庄市	42	北本市	62	吉川市	62	草加市
3	さいたま市	23	春日部市	43	八潮市	63	さいたま市	63	坂戸市
4	川越市	24	鴻巣市	44	ふじみ野市	64	東松山市	64	入間郡
5	熊谷市	25	加須市	45	富士見市	65	川口市	65	羽生市
6	行田市	26	羽生市	46	三郷市	66	さいたま市	66	川越市
7	北足立郡	27	深谷市	47	蓮田市	67	加須市	67	鶴ヶ島市
8	入間郡	28	さいたま市	48	坂戸市	68	さいたま市	68	川口市
9	比企郡	29	上尾市	49	幸手市	69	久喜市	69	久喜市
10	秩父郡	30	草加市	50	鶴ヶ島市	70	鶴ヶ島市	70	草加市
11	児玉郡	31	蕨市	51	日高市				
12	大里郡	32	越谷市	52	吉川市				
13	加須市	33	入間市	53	白岡市				
14	南埼玉郡	34	戸田市						
15	北葛飾郡	35	朝霞市						
16	所沢市	36	川口市						
17	秩父市	37	志木市						
18	飯能市	38	新座市						
19	狭山市	39	和光市						
20	東松山市	40	桶川市						

3 ウォーミングアップ場と招集について

- (1) ウォーミングアップは、補助陸上競技場を使用すること。
 使用時間は7：00～12：00
 ただし、雨天時は、陸上競技場雨天練習場をウォーミングアップ場とする。
 なお、使用時間は7：00～8：30とする。
- (2) 招集場所は、北マラソンゲート（第4コーナー外側）とする。
- (3) 招集は、次の通りとする。
- ①第1区の選手は、スタート時刻の20分前までに、招集所に集合し点呼を受けること。第2区～第6区（女子は第5区）の選手は、通過予定時刻約15分前に点呼を受ける。
 - ②点呼の際は、ナンバーカードのついた上衣を着て集合する。本人が、ユニホームのナンバーカードを招集所役員に見せる。
 - ③スタート地点ならびに中継所には係員の誘導で入場する。
 - ④各区分間競技者の招集時刻・先頭通過予定時刻は、次の通りとする。

【女子】

区間	招集場所	招集時刻	先頭通過予定時刻
第1区走者	北マラソンゲート	9：20 ～ 9：30	10：00（スタート）
第2区走者	北マラソンゲート	9：40 ～ 9：50	10：10
第3区走者	北マラソンゲート	9：45 ～ 9：55	10：17
第4区走者	北マラソンゲート	9：50 ～ 10：00	10：24
第5区走者	北マラソンゲート	10：00 ～ 10：10	10：31
			10：41（フィニッシュ）

【男子】

区間	招集場所	招集時刻	先頭通過予定時刻
第1区走者	北マラソンゲート	10：35 ～ 10：45	11：15（スタート）
第2区走者	北マラソンゲート	10：55 ～ 11：05	11：24
第3区走者	北マラソンゲート	11：05 ～ 11：15	11：34
第4区走者	北マラソンゲート	11：15 ～ 11：25	11：43
第5区走者	北マラソンゲート	11：25 ～ 11：35	11：52
第6区走者	北マラソンゲート	11：35 ～ 11：45	12：02
			12：12（フィニッシュ）

4 競技について

- (1) 競技者は、審判員の指示に従い走行すること。中継所等の走行についても審判員の指示に従うこと。
- (2) 『たすき』は、実行委員会で用意する。（自動記録装置・Dタグ入り）
 （男子は黄色、女子は桃色）
- (3) 競技中の『たすき』については、肩から斜めわき下にかけて走るものとし、肩にかけていない競技者は失格の対象となる。ただし、中継所前後は手に持って走ってもよいが、次走者はできるだけ早く肩にかけて走ることにする。
- (4) 『たすき』の引き継ぎは、中継線より進行方向20mの引き継ぎゾーン内で行い、手から手へ確実に受け継ぐこと。

- (5) 中継所において『たすき』を渡し終えた競技者は、速やかに審判員の指示に従うこと。
- (6) 競技者が途中で競技を続行できない状態になった場合、当該チームのその区間の競技を無効とする。この場合、そのチームは審判長の指示に従い、次区間走者から再び競技を続行することができる。また、無効となった区間以外の各区間の記録は認められる。
 なお、再スタートの時期は最終チーム走者通過約1分後とする。
- (7) 第1走者の出発の要領は、次のとおりとする。
 スタートの10分前、5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前を通告する。10秒前の通告と同時に「位置について」と呼ぶ。競技者は、「位置について」の合図でスタートラインに並び、ピストルの合図でスタートする。
 (10分前にスタート地点付近に集合して、係員の指示に従い各自のコースを確認し、3分前には競技服装になってスタートライン手前に整列すること。)
- (8) 競技は原則として、繰り上げスタートはしない。ただし、大会運営上、審判長の判断によりやむを得ない場合は、繰り上げスタートを行う場合もある。
- (9) コースにおいては500mごとに距離を表示する。
- (10) 競走には伴走、飲食物の補給その他の助力は一切認めない。

5 スタートについて

- (1) 第1走者のスタート位置は、代表者会議の受付時に抽選により決定する。
- (2) 走る方向に向かって、左側から右へ3列に並びスタートする。

進行方向

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63

6 その他

- (1) 応援については、競技・審判の妨げになるので、中継所付近の応援禁止区域には立ち入らないこと、また競技場階段等での立ち止まっての応援も行わないようにすること。走路においては、競技者の妨害になるような行為は絶対にしないこと。
 伴走行為も絶対にしないこと。明らかに伴走と認められる場合には、そのチームを失格とする。
- (2) 各チームのトランシーバーの使用は、大会本部の交信の妨げとなるので、一桁(0~9)のチャンネルを使用すること。
- (3) 熊谷スポーツ文化公園は、一般利用者も多いので十分に注意すること。特にウォーミングアップ時には一般利用者の活動を妨げないこと。その他、代表者会議での申し合わせ事項を厳守すること。